

「働き盛り世代の健康的な食生活支援業務」業務委託公募型プロポーザル

質問に対する回答

R6.5.17 福島県健康づくり推進課

質問項目	質問内容	回答
プレゼンテーションによる審査会につきまして	プレゼンテーションは現地での実施になりますでしょうか。弊社希望と致しましてはオンラインにての実施が可能であれば助かります。	プレゼンテーション審査会はオンラインでも実施が可能です。
業務内容につきまして	食事管理アプリは、オリジナルのものでないと不可でしょうか。無料で安全性上問題ないアプリであれば使用可能と理解していますが、いかがでしょうか。	オリジナルのものでなくて構いません。 また、安全性上問題ないアプリであれば使用可能です。 なお、無料・有料のどちらでも差し支えありませんが、取組期間中・取組内容について、対象者に利用料を負担させることは無いようにしてください。
ターゲットについて	委託仕様書の3-(2)において、働き盛り世代（20～50代）をターゲットと定められておりますが、（1）20～30代前半と（2）30代後半～50代でライフステージや健康課題（認識も含め）が大きく異なると認識しております。県庁様が重視するコアターゲットとしては上記（1）（2）どちらの優先順位が高いでしょうか。	「（2）30代後半～50代」の方が優先順位が高いと考えております。
プログラムの開始期間	委託仕様書の4-(2)-ア(1)に、「3か月」との記載がございますが、こちらの開始時期は受託後協議という認識で合っておりますでしょうか。契約期間は契約締結日～R7/3/31までとなっておりますので、その中で任意の3か月間と認識しております。	その通りです。 対象者への取組実施は受託後協議のうえ、開始時期を調整します。
健康的な食行動実践支援プログラムの提供について	委託仕様書の4-(2)-ア(1)に、「食事内容を記録し」とありますが、1日3食の食事内容すべての記録を意図しておりますでしょうか。同内容の記録はかなり実施対象者の負荷が大きく、継続率に課題があると捉えているため、弊社としては簡易的な食事（摂取食材）記録で対象者自身が減塩や食事の適量を理解していただけるような取組を検討しております。	1日3食の食事内容の記録を想定しています。 なお、対象者自身の食行動の変容につながることで、食事データが提供できること、取組前後の評価ができることが可能であれば、効果的な方法等を提案願います。
健康的な食行動について学習する機会、について	委託仕様書の4-(2)-ア(2)に、「健康的な食行動について学習する機会の実施」とありますが、こちらは対面での実施が前提となりますでしょうか。オンライン開催も対象となりますか。	オンライン開催も対象となります。 対面や集合での実施にこだわらず、より多くの対象者が受講できるような方法等を提案願います。
食事記録データの食塩摂取量や栄養バランス等、の内容について	委託仕様書の4-(2)-ウに、「食事記録データの食塩摂取量や栄養バランス等」との記載がございますが、必ず記録すべきデータ項目はございますか。	「食塩摂取量」「野菜の摂取量」は必ず記載いただきたく存じます。
2,500名の対象者について	委託仕様書の4-(2)-ア(1)に、「2500名」との記載がございますが対象者の募集も受託者業務に含まれますか。それともすでに対象者は決まっているのでしょうか。	対象者の選定は県が行います。 そのため、対象者の募集は受託業務内容には含まれません。
企画提案書等の様式、頁数	企画提案書の様式は任意様式(日本工業規格A4版)とありますが、縦横制限および頁数制限はないものとしてよろしいでしょうか？	縦横制限および頁数制限はございません。
プレゼンについて	プレゼン資料につきましては、提案書に記載範囲内の内容となりますでしょうか？追加資料や画面デモなどは含めることは可能でしょうか？	提案書に記載した内容のみでプレゼンテーションを実施願います。 追加資料の配付・使用は認められません。